

砂防図書館デジタルアーカイブのデジタル資料の二次利用について

1. デジタル資料の二次利用の概要

デジタル資料の二次利用（画像、文章、記事、データ等の転載、発表、展示等）を行う場合には、以下の「2. 二次利用にあたっての遵守事項」をお守りください。

また、「3. 利用条件・利用申請等」に基づいて、必要な場合には事前に「利用申請書の提出」の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、利用申請書提出後、利用の承諾までに1週間程度を要しますので、お時間に余裕をもってご申請下さい。

2. 二次利用にあたっての遵守事項

- ①デジタル資料の利用申請が必要な場合は「利用申請書」を砂防図書館に提出していただき、「利用申請書」に記載された利用範囲についてご利用下さい。無承諾または申請内容に違反して利用した場合には、利用停止や承諾の取り消しを請求することがあります。
- ②デジタル資料内に他の文献・資料からの転載や引用による画像・文章・記事・データ等含まれている場合にはそれらの文献・資料の著作権は別に存在しますので二次利用に際しては必要に応じてそれらの文献・資料の著作権者に対して二次利用についての許諾を得てからご利用下さい。
- ③公序良俗に反する用途、第三者の権利やプライバシーを侵害する用途にはご利用できません。

3. 利用条件・利用申請等

(1)デジタル資料の利用条件はデジタル資料の分類（種類）により異なります。

- ①デジタル資料に「分類A：パブリックドメイン」と記されているものについてはオープンデータとして自由にご利用いただけます。「利用申請書」の提出は不要です。写真、図表等の二次利用に際しては「出典：砂防図書館デジタルアーカイブ」と記載して下さい。
- ②デジタル資料に「分類B：砂防図書館所有」と記されているものについては、砂防図書館が著作権を所有しておりますので二次利用希望者は「利用申請書」を砂防図書館に電子メール等により提出して二次利用の承諾を受けて下さい。利用申請書の様式は砂防図書館のホームページよりダウンロードして下さい。また二次利用に際して

は「砂防図書所有」あるいは「出典：砂防図書館デジタルアーカイブ」のように記載して下さい。

(2) 「分類 B：砂防図書館所有」に関する利用申請の審査

「分類 B：砂防図書館所有」のデジタル資料の利用申請書による申し込みに対しては、砂防図書館で必要な審査を行ったうえで、その承諾の有無をご連絡いたします。なお、審査のために、利用目的の詳細等を確認させていただく場合があります。

(3) 免責事項

①提供しているデジタル資料を二次利用して行う一切の行為に関する責、その他の問題については、利用者においてその責を負うものとし、当館は何ら責任を負いません。また、利用者と第三者との間に問題が生じた場合も、利用者がその責任を負うこととなります。

②提供しているデジタル資料を二次利用することで、利用者が第三者から被るいかなる損害についても当館は一切の責任を負いません。また、編集、改変されたデータについても同様とします。

③提供するデジタル資料の機能性、完全性、適用性、有用性その他一切について、当館は明示的、黙示的な保証を行いません。

(4) その他

ご利用の前あるいは後に、利用形態を確認できる資料（現物、コピー、PDF データ、URL など）を、当館の事務局宛にお送り下さい。

■ 利用申請受付窓口

砂防図書館事務局

〒102-0093 東京都千代田区 2-7-4 砂防会館別館 3F

TEL:03-5226-7997 申請はお電話にて承っております。